

警告（漁業権対象種をとらないで下さい）

この海域は第24号共同漁業権の範囲となっています。八重山漁協組合員以外がモズク（スヌイ）、ウニ、イセエビ、セミエビ・ゾウリエビ、ナマコ、タコ（シマダコ、ワモンダコ、サメハダテナガダコ）、サザエ、シャコガイ類（ギーラ、アジケー等）、ヒロセガイ、タカセガイ、ヤコウガイ（ヤクゲー）、をとった場合、**漁業法第195条に基づき告訴します。※100万円以下の罰金**

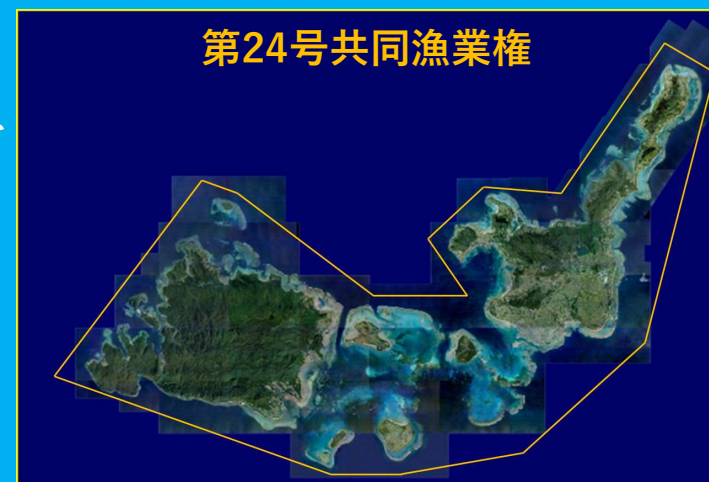
漁業権者：八重山漁業協同組合 連絡先 Tel：0980-82-2448

〈漁具・漁法の制限等〉

- 県知事の許可を得ず潜水器（ダイビング器材等）を使用して水産動植物を採捕する行為は、禁止されています。【漁業調整規則第4条】
- 一般の方は、発射装置を有する漁具（水中銃等）を使用することが禁止されています。【漁業調整規則第37条】

関係機関

- ・ 沖縄県 農林水産部水産課
八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- ・ 石垣市 水産課



第24号共同漁業権

八重山周辺海域では、下記の水産動植物が共同漁業権に基づく漁業の対象となっています。これらの対象種は、免許を受けた漁業協同組合（八重山漁協）の組合員が採る権利があります。組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条に基づき、**漁業権侵害で告訴します。【100万円以下の罰金】**

水産動物の一部



シラヒゲウニ イセエビ類 (全種) セミエビ・ソウリエビ類 (全種) ナマコ類 (全種)

タコ類



ワモンダコ (島だこ) シマダコ (しがやー) サメハダテナガダコ (しがやー)

※次のタコ類は対象外です



ウデナガカクレダコ

貝類



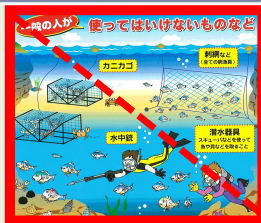
シャコガイ類 (全種) チョウセンサザエ ヤコウガイ サラサバテイ (たかせがい) ギンタカハマ (ひろせがい)

海藻類



もずく

原則として漁協組合員以外の採捕はできません



漁業権対象
サメハダテナガダコ

赤みのかかった体色に白い斑紋が散在する。長い手(足)と、鮫肌のようにざらついた肌が特徴的。体長は30~70cm。



※密漁防止パトロール実施



海上犯罪に関する
情報提供のお願い

不審な船舶がいる
密漁している漁船(人)がいる
密航・密輸情報を見聞きしたことがある
など

海の緊急電話
「118番」にお電話ください。

密輸・密航・密漁・不審船
について情報提供をお願い
します。

ウデナガカクレダコ

胴に白い2つの斑紋がある。胴に比して脚が非常に細長い。体長は手の平サイズ程度。



特定水産動植物

漁業法第132条により、下記の特水産動植物の採捕は禁止されています。これに違反した水産動植物の運搬・保管等も禁止されています。【3年以下の懲役/3,000万円以下の罰金】

①なまこ (全種)



②うなぎの稚魚 (全長13cm以下)



※うなぎの稚魚は令和5年12月から適用

漁業権者：八重山漁業協同組合 0980-82-2448

写真提供：沖縄県水産課